

「くまもとスポーツ・アクティビティ」デジタルプロモーション業務委託仕様書

1 業務名

「くまもとスポーツ・アクティビティ」デジタルプロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月11日(金)まで

3 業務の目的

コロナ禍において、密を避けた屋外でのスポーツ・アクティビティへの注目が高まっている。本県では、阿蘇、天草、人吉など、九州を代表する山、海、川に恵まれた熊本観光の強みを生かし、普段の生活では体験できないスポーツやアクティビティと観光を組み合わせた新たなスポーツツーリズムを推進することとしている。

このような中、本県におけるサイクリング(自転車)やランニング等のスポーツ・アクティビティができる環境をアピールし、誘客を促進する。

4 業務委託内容

以下の条件に基づき、本県のスポーツ・アクティビティに興味・関心を抱かせるような魅力的な動画とLPの制作および広告配信を行う。

(1) スポーツ・アクティビティの範囲について

サイクリングやランニング等のスポーツに加え、ホーストレッキング(乗馬)、ラフティング等の身体を動かすアクティビティとする。

サイクリングとランニングは必ずプロモーションの対象に含めること。

熊本県内で楽しめる既存のスポーツ・アクティビティとすること。

スポーツ・アクティビティの参考として、熊本県の公式スポーツツーリズムサイト

「KUMAMOTO SPORTS TOURISM～くまもと旅すぽ～」を必ず参照すること。

(<https://sports.kumamoto.guide/>)

(2) 動画制作における条件

スポーツ・アクティビティを目的に本県を旅行したくなるような内容にすること。単にカッコいい動画ではなく、見た人がスポーツ・アクティビティを体感したときの状況や躍動感をイメージできるような内容にすること。

制作本数について、メインとなる本編1本、広告配信用1本の合計2本は最低制作すること。さらに追加で、ジャンル別やターゲット別等に複数制作する提案も可とする。なお、それぞれの動画の尺は、(4)広告配信のプランも踏まえて効果的と考えるものを提案すること。

映像をより魅力的に見せるため、映像に合う音楽をつけること。

2022年度以降も継続して使用することを想定して制作すること。

制作した動画はYoutubeの熊本県観光連盟公式チャンネル内に公開すること。

(3) LP制作について

制作したLPは、熊本県観光連盟公式サイト内へ公開すること。

LP内に「KUMAMOTO SPORTS TOURISM～くまもと旅すぽ～」へのリンクを貼り、熊本県

のスポーツ・アクティビティの詳細は、リンク先で参照してもらうことを前提とした内容にすること。

(4) 広告配信について

本県のスポーツ・アクティビティの現状を踏まえてターゲット層を設定し、それらに響くような広告の運用方針を設定すること。

自社メディアを絡めた展開等の、独自のプロモーションは自由提案とする。

動画、LPの公開後、すみやかに配信を開始すること。

(4) 経費

動画とLP制作及び公開、広告配信に係る一切の費用は、本事業費に含むものとする。

(5) 定期報告

広告配信開始後、2週間に1回程度で委託者へ定期報告を行うこととし、必要に応じて宣伝効果最大化のための修正案等を提案し、その後の宣伝計画について委託者と打ち合わせを行うこととする。また、定期報告に加え、Googleアカウントを使用した効果測定を実施することとし、詳細については受託者決定後に委託者と打ち合わせを行うこととする。

(6) 成果物の納入

本業務によるすべての成果物、報告レポート

提出期限：令和4年（2022年）3月11日（金）

(7) 業務完了報告書の提出

業務が完了した際は、委託者に対し、令和4年（2022年）3月11日までに提出をすること。受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払い請求書を委託者に提出すること。

5 受託者の責務

(1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

(2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

(3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。

(5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

6 著作権

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。

(3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

(4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の

負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。